

**N X L F 伏見横大路プロジェクトに係る手続の実施状況及び
今後のスケジュールについて（第 2 類事業※）**

*・建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

令和7年11月21日	配慮書案の提出（環境影響評価手続の開始）
11月 27日	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境保全創造課窓口及び事業者ホームページ） ・市民意見募集の開始 (12月8日現在 市民意見無し)
(本日) 12月 8日	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
12月 26日	<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧終了 ・市民意見募集の終了
(意見募集後)	事業者から見解書の提出（市民意見が提出された場合）
1月中旬以降	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）
(以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付 ・公告 ・縦覧開始（環境政策局環境企画部環境保全創造課）
	事業者から配慮書の提出
	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境保全創造課窓口及び事業者ホームページ） (環境影響評価手続の終了)

(参考) 環境影響評価(計画段階環境配慮)の手続の流れ

